

務	00	01	1 年
(令和9年3月末まで保存)			
(令和8年4月末まで有効)			

交 企 第 3 0 2 6 号
(交 規 、 交 指 、 運 免)
令 和 8 年 3 月 1 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和8年春の全国交通安全運動の実施について

昨年の本県における交通事故死者数は27人（前年比-16人）で、全国統一の交通事故統計調査となった昭和41年以降最少となったが、今なお多くの尊い命が失われていることに変わりはなく、交通事故死者数を更に減少させるため、本年の交通警察の目標に「交通死亡事故の抑止～ルール遵守と安全な交通行動の定着～」を掲げ、各種対策を推進しているところである。

これからの時期、雪解けとともに車両の実勢速度が上がることや、歩行者及び自転車の交通量が増加することから、交通死亡事故の抑止に向けた交通安全対策を強化する必要がある。

このような情勢の中、見出しの運動が実施されることから、各所属にあつては、本運動が真に効果の上がるものとなるよう、交通事故抑止に向けた実効ある取組を推進されたい。

記

1 実施期間

令和8年4月6日（月）から同年4月15日（水）までの10日間

※交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（金）

2 運動重点

- (1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- (2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

3 推進事項

- (1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

ア 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第248号）により、本年9月1日から生活道路における法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられることについて、広報啓発を推進するほか、通園・通学時間帯等における通学路や日常的に集団で移動する経路等での幼児（未就園児及び就園児。以下同じ。）・児童（小学生。以下同じ。）の保護活動を強化するとともに、地域における歩行者が関係する交通事故の実態を踏まえ、街頭における交通安全指導や保護・誘導活動を行うこと。

イ 道路管理者と連携しながら、「ゾーン30プラス」の整備を推進し、スムーズ横断歩道等の物理的デバイスの設置を促進するとともに、その効果等について積極的に広報するなど、生活道路対策の更なる推進を図ること。

ウ 小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの施設の所管行政機関及び道路管理者、地方公共団体、地域住民等と一体となった通学路等の交通安全総点検を実施するなどした上で、歩車分離式信号、横断歩道等の交通安全施設等の整備や維持管理を推進すること。

エ 道路管理者、地域住民等と連携しながら、こどもを始めとする歩行者の通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に資する取組を推進すること。

オ 普通自転車専用通行帯の整備と併せて、「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」規制については、その必要性に応じた解除・見直しを行うことなどにより、全ての交通主体の安全な通行の確保に努めること。

カ 幼児・児童に対しては、新入学児童等を中心に、シミュレーター等の各種教育機材を活用するなど、心身の発達に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。

キ 歩行者が被害に遭った交通事故の中には、横断歩道外横断等の法令違反や夜間の路上横臥が認められるため、道路を横断するときは横断歩道を渡ること、信号に従うこと、飲酒により道路で寝そべるなどの行為をしないことといった基本的な交通ルールの遵守や歩きスマホの危険性についての指導啓発を推進すること。

特に、自らの安全を守るための交通行動として、歩行者が運転者に対して横断する意思を伝える「ハンド&サンクス～渡る合図とありがとう～」による広報啓発を推進すること。

あわせて、高齢歩行者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化に応じた交通行動を促す交通安全教育を推進すること。

ク 飛び出しが多いなどの歩行中の幼児・児童の交通事故の特徴等を踏まえ、保護者や教育関係者に対する交通安全教育の機会を積極的に設け、保護者等が日

常生活や教育現場において、正しい横断方法や自らの安全を守るための交通行動等について繰り返し幼児・児童に指導することの重要性について周知を図ること。

(2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

ア 自動車運転中の携帯電話使用等の根絶は、重点的に取り組むべき課題であることを改めて認識し、「ながらスマホ」の危険性や交通事故実態等に関する広報啓発を推進するとともに、交通事故実態の分析に基づき、効果的な交通指導取締りを推進すること。

また、企業・団体や教育機関等に対しては、「ながらスマホ」の危険性を十分理解させる効果的な交通安全教育を徹底すること。

イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止可能な速度で進行する義務があることや、横断歩道等における歩行者等優先義務等について指導を徹底すること。

また、横断歩道等に向かっている歩行者等の横断の意思が明確でない場合であっても、横断歩道等の直前で一時停止し、横断の意思の有無を確認してから進行するよう指導するなど、歩行者等保護意識の徹底を図ること。

あわせて、自転車の安全を確保するための措置として、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正道路交通法」という。）により、本年4月1日から施行される、車道における自動車等と自転車等の側方接触を防止するための義務についての周知を図ること。

ウ 歩行者が関係する交通事故の発生時間帯・発生場所を重点に、歩行者の保護に資する交通指導取締りを推進するほか、可搬式速度違反自動取締装置を活用した取締りを実施するなど、生活道路等における交通指導取締りを強化すること。

エ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、飲酒運転の危険性や交通事故実態等に関する積極的な広報啓発のほか、飲酒体験ゴーグル等を活用した参加・体験型の交通安全教育等の効果的な取組を一層推進するとともに、交通安全関係団体や酒類提供飲食業等の関係業界と連携して、地域・職域等における飲酒運転根絶への取組を強化すること。

また、飲酒運転の実態について、調査・分析を行った上で、飲酒運転取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、関連情報の組織的な活用を図り、飲酒運転根絶に向けて周辺三罪も含めた効果的な取締りを推進すること。

オ 安全運転管理者の選任義務について、関係機関・団体と連携して広く周知し、

履行の徹底を図ること。

また、安全運転管理者には、その管理下の外国人も含めた運転者に対する交通安全教育や、運転者の運転前後にアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認するなどの安全運転管理業務を行う義務が課せられていることから、これらが確実に履行されるよう事業者への指導を徹底すること。

カ 妨害運転の危険性や罰則のほか、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の重要性、妨害運転を受けるなどした場合の対応要領、ドライブレコーダーの有効性についての広報啓発を推進するとともに、車間距離不保持等の重大な交通事故につながり得る交通違反に対する交通指導取締りを強化すること。

キ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用、幼児へのチャイルドシートの適正な使用の徹底及び体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシートの使用を促す広報啓発を推進すること。

また、行楽地等における運転者等への啓発やシートベルトの着用効果を実感できる装置等を活用した被害軽減効果を実感できる交通安全教育等を推進するほか、高速乗合バスや貸切バス等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係機関、事業者等と連携した取組を強化すること。

ク 高齢運転者に対しては、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を高齢運転者自らが理解し、安全な交通行動を実践できるよう、関係機関・団体等と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。

また、高齢運転者やその家族に対しては、安全運転相談窓口、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者への各種支援施策の広報啓発を推進すること。

加えて、アクセルとブレーキの踏み間違いに起因する交通事故の実態を踏まえ、安全運転サポート車の普及啓発及びサポートカー限定免許制度についての広報啓発を推進すること。

ケ 高速道路における逆走事案については、全国的にみると約7割が65歳以上の高齢運転者によるものであることを踏まえ、高齢運転者本人はもとより、その家族に対しても高速道路における逆走行為は、重大事故に直結しかねない危険な行為であることについての広報啓発を推進すること。

コ 外国人運転者に対しては、母国との交通ルールの違い等を理解できるよう、啓発動画やリーフレット等を活用した効果的な交通安全教育や広報啓発を行うとともに、外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育や安全運転管理の強化等、関係機関・団体、外国人労働者を雇用する企業、レンタカー会社といった関係者と連携した横断的な取組を推進すること。

サ 二輪車運転者の被害軽減を図るため、顎紐を緩みがないようしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することの重要性やプロテクターの着用効果についての広報啓発を推進するほか、若年層のみならず、中高年、フードデリバリー事業者等に対する交通安全教育等、交通事故実態を踏まえた交通安全対策を推進すること。

シ 令和6年11月1日に施行された改正道路交通法により、ペダル付き電動バイクをペダルのみを用いて走行させる行為が自動車又は一般原動機付自転車の運転に該当することが明確化されたことを踏まえ、ペダル付き電動バイクの無免許運転等の悪質・危険な交通違反の取締りを徹底すること。

また、販売事業者やフードデリバリー事業者に対し、「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」に従い、購入者や配達員の運転免許の確認、保安基準に適合した車体の使用・販売の徹底等の安全対策を的確に実施するよう指導助言を行うこと。

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底

ア 本年4月1日から自転車にも交通反則通告制度が適用されることを踏まえ、「自転車安全利用五則」や「自転車ルールブック」を活用するなどして、対象に応じた交通安全教育や広報啓発を実施し、自転車利用時の基本的な交通ルールの周知を図るとともに、事業者、保護者・家族、学校、自治体といった関係者に対し、「自転車の交通安全教育ガイドライン」に基づく交通安全教育を実施するよう働き掛けを強化すること。

イ 自転車の指導取締りについては、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に指導警告を行うことを原則とし、悪質・危険な交通違反に対しては検挙を行うという基本的な考え方を踏まえつつ、真に自転車の交通事故抑止に資するよう、的確な指導警告を行うとともに積極的な検挙措置を講ずること。

ウ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対して交通事故発生状況等に関する情報を提供するとともに、実技を含む交通安全教室の開催等を実施するよう働き掛けること。

また、街頭における自転車配達員に対する指導啓発や飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け促進等の諸対策を推進すること。

エ 全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されていることを踏まえ、その着用を促進するために自転車利用時の頭部保護の重要性と乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を行うこと。

また、学校等と連携した自転車通学時の乗車用ヘルメット着用促進等による着用率の向上を図るとともに、県や市町村による乗車用ヘルメットの着用の支

援を推進すること。

なお、広報啓発に当たっては、「#チャリメット（チャリに乗るならヘルメット）」のキャッチフレーズを活用すること。

オ 夕暮れ時間帯等における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付けを促進すること。

カ 幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際の安全利用に係る広報啓発等を推進すること。

キ 具体的な交通事故事例を示し、自転車の損害賠償責任保険等の加入の必要性について周知するとともに、関係団体と連携し、自転車の点検整備の重要性と実施要領について周知を図ること。

ク 特定小型原動機付自転車に係る交通ルールの周知及び遵守並びに乗車用ヘルメットの着用促進を図るため、ウェブサイト、SNS等の各種媒体を活用した効果的な情報発信のほか、関係機関・団体等と連携した交通ルールや乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発等を推進すること。

ケ 特定小型原動機付自転車の販売事業者等に対し、「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく、特定小型原動機付自転車の利用者等に対する基本的な交通ルールの周知や、乗車用ヘルメット着用の促進等の安全対策を的確に実施するよう働き掛けを強化すること。

特に、現在の特定小型原動機付自転車に関連する交通事故や交通違反の状況を踏まえ、対歩行者事故防止に重点を置いた交差点や横断歩道等における安全確認の徹底、信号機に従う等の基本的な交通ルールの周知、特定小型原動機付自転車の運転者の乗車用ヘルメット着用率が著しく低いことを踏まえた乗車用ヘルメット着用の促進に重点を置いた取組を推進するよう指導助言を行うこと。

コ 特定小型原動機付自転車の販売事業者等は、購入者等に対し、交通安全教育を行うこととされていることから、必要に応じて交通違反や交通事故の発生状況等に関する情報を提供するとともに、ガイドラインに基づき、事業者による交通安全教育が適切に行われるよう指導助言を行うこと。

サ 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反行為のほか、通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反行為に重点を置き、管内の交通実態を分析した上で、交通事故抑止に資する取締りを推進すること。

4 推進上の留意事項

(1) 殉職・受傷事故防止等

交通指導取締り等の街頭活動に当たっては、装備資機材を効果的に活用し、現場責任者の適切な指揮の下、殉職・受傷事故防止に万全を期すこと。

また、関係機関・団体及び交通ボランティアと共同による街頭活動の実施に際しても、参加者の安全確保等に特段の配慮をすること。

(2) 模範的な交通安全行動の率先

警察職員は、自ら交通ルールの遵守を徹底するとともに、夕暮れ時における前照灯の早め点灯等、模範的な運転マナーや自転車等乗車時の乗車用ヘルメット着用を実践すること。

(3) 隣接警察署等との連携強化

各種街頭活動の実施に当たっては、交通事故の発生状況、道路環境等に鑑み、隣接警察署等との連携を強化し、従来の枠組みにとらわれない柔軟な取組を推進するなど、警察の総合力を発揮した活動に配慮すること。

(4) 関係機関・団体との連携強化

地方公共団体、交通ボランティア等との連携した街頭広報活動、教育機関に対する自転車の交通ルール周知やヘルメット着用促進に向けた働き掛け、道路管理者と連携した交通事故防止対策など、関係機関・団体と連携した取組を推進すること。

(5) SNS等を活用した広報啓発活動の推進

広報啓発については、ポスター、チラシ等の従来の広報媒体に加え、デジタルサイネージ、青森県警察公式SNS等を活用した情報発信など、効果的な広報啓発活動を推進すること。

担当 交通企画課
交通安全対策係